

上越市 RPA 実証実験共同実施業務 プロポーザル実施要領

1 業務名

上越市 RPA 実証実験共同実施業務

2 趣旨

上越市 RPA 実証実験共同実施業務（以下「本業務」という。）は、当市の行政事務において最適なロボティック・プロセス・オートメーション（以下「RPA」という。）のソフトウェア及び活用可能性を検討するため、パートナー事業者と共同で実証実験を実施するものである。

パートナー事業者は、企画提案公募型による事業者選定（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

このプロポーザルは、提出書類及びプレゼンテーション等の内容について、技術力、経験・実績、意欲、本格導入後の見積額等を総合的に評価し、最も高い評価を得た者を本業務のパートナー事業者として選定するものである。

3 令和元年度予算額

なし。

4 企画提案の内容

別紙「上越市 RPA 実証実験共同実施業務 提案要求仕様書」のとおり。

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、「6 参加手続」によるプロポーザル参加申込日現在において、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) ISMS 適合性評価制度、プライバシーマーク制度等の情報セキュリティに係る第三者機関による認証を受けている者
- (2) 上越市物品入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、左記記載者以外の者であっても、上越市物品入札参加資格審査申請（申請方法等は市ホームページを参照）を参加表明書と同時に提出し、本市の審査を受けることを条件に、プロポーザルの参加を認めることとする。その場合、審査の結果によって、参加資格等を取り消すことができるものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者又は同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加できない期間でない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

- (5) 本要領の公表日から導入業者決定日までのいずれの日においても、いずれかの自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくはその他構成員の統制下にあるものでないこと及び暴力団の構成員及びその利益となる活動を行う者が含まれていないこと。
- (7) RPA ソフトウェアを自社で開発している、又は RPA ソフトウェアの販売代理店等に指定されている等 RPA ソフトウェアの取扱いが可能な者であること。
- (8) 国や当市と同一規模以上（平成30年1月1日現在の住基ベース人口200,000人以上）の地方公共団体において、RPA ソフトウェアの導入等に携わった実績があること。（実証実験を含む。）

6 参加手続

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、次に定めるところにより参加申込書等を期限までに提出すること。また、本業務に関して質疑がある場合は、質問書（様式3）により問い合わせること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 導入実績届出書（様式2）

ウ 物品入札参加資格審査申請書及び提出書類（上越市物品入札参加資格者名簿に登載がない場合のみ。提出書類等の詳細は、市ホームページを参照）

(2) 提出期限

令和元年6月21日（金） 17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールによる。

(4) 提出先

「11 問合せ先及び提出先」のとおり。

7 企画提案書等の提出

参加申込者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

- (ア) 仕様書に基づき、具体的な提案を示すこと。
- (イ) 追加提案に係る記載箇所は、その部分が分かるようにすること。
- (ロ) 導入実績届出書（様式2）の内容を、企画提案書内に記載すること。この点、表記のルールについては、(ハ)に同じ。
- (ハ) 用紙の大きさは、原則として、日本工業規格 A4 判とし、20 ページ以内（表紙、目次は除く。）で、日本語、横書き、フォントサイズ 10.5 ポイント以上で記載すること。
- (ニ) 必要に応じて A3 判用紙を用いることを可とするが、企画提案書全体を 1 冊にまとめて提出すること。なお、A3 判用紙 1 枚は A4 判用紙 2 枚として換算する。
- (ホ) 表紙に、正本にあっては「本業務の件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」、「担当部門」及び「担当者名」を記載し、代表者印を押印すること、副本にあっては「本業務の件名」及び「担当者名」のみを記載し、代表者印を押印しないこと。また、副本にあっては、社名が推測できるような表記をしないこと。

イ 費用積算書（様式任意）

- (ア) 仕様書の各項目について、それぞれ積算根拠を示すこと。また、金額は日本円にて消費税込（消費税率：10%）で表記すること。
- (イ) 企画提案書とは別冊で作成し、企画提案書と同時に提出すること。
- (ロ) 正本及び副本の表記のルールについては、上記(1)に同じ。

(2) 提出期限

令和元年6月28日（金） 17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとし、郵送の場合は、提出期限内必着での提出とすること。

(4) 提出部数

企画提案書：16部（正本：1部、副本：15部）

費用積算書：16部（正本：1部、副本：15部）

※ その他正本相当を電子メールにて提出すること。

(5) 提出先

「11 問合せ先及び提出先」のとおり。

(6) その他

- ア 提出できる提案は、1参加申込者につき1件までとする。
- イ 提案の実施に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することができない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 提出された提案書等については、当市役所内でコピーし、配布する場合がある。ただし、参加申込者に無断で、当市役所外の他者に配布することはしない。

8 パートナー候補者の選定方法

一次審査及び二次審査を経て、パートナー候補者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等に基づく書類審査を実施する。ただし、参加申込者が3者以下の場合は、提出書類の充足及び別添「評価項目一覧」のうち、区分が「必須」の項目が提案されていることを確認後、二次審査のみを実施する。

イ 一次審査の結果は、参加申込者全員に対して、令和元年7月3日（水）17時15分までに電子メールで通知する。

ウ 一次審査通過者は、3者以内を想定している。

※ 別添「評価項目一覧」のうち、区分が「必須」となっている項目について、「E（評価係数0.00）」とされた場合は、合計点数にかかわらず失格とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、特に訴求したい点等について説明を行うこと。ただし、当市が効果検証必須業務と考えている、「財務会計システムへの請求書情報入力業務」への取組については、必ず言及すること。

イ プレゼンテーションの時間は30分、質疑の時間は15分とする。

ウ プレゼンテーションは、本業務に従事する予定の者が説明及び質疑応答を行うこと。なお、会場には4名までの入室を認める。

エ プレゼンテーションの方式は問わないが、原則として、提案するRPAソフトウェアの実機を持ち込みの上、当該ソフトウェアのデモンストレーションを内容に組み込むこと。なお、参考までに当市側で準備する物品等は次のとおり。

- ・ プロジェクター
- ・ スクリーン
- ・ HDMI ケーブル

※ その他、必要となる物品等については、個別に問い合わせること。

オ プレゼンテーションの日程については、令和元年7月9日（火）を予定している。

カ 二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、令和元年7月16日（火）17時15分までに電子メールで通知する。

※ 別添「評価項目一覧」のうち、区分が「必須」となっている項目について、「E（評価係数0.00）」と委員の過半数以上から評価された場合は、合計点数にかかわらず失格とする。

9 パートナー候補者の選定基準

別添「評価項目一覧」に基づき、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等を、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果から総合的に評価する。

10 パートナー事業者の決定

パートナー候補者との協議により仕様書及び別添「上越市 RPA 実証実験共同実施業務 協定書(案)」を調整する。当該調整済の仕様書及び協定書により協定を締結することで当該パートナー候補者をパートナー事業者に決定するものとする。

なお、上記9で決定したパートナー候補者が辞退した場合、協議が整わない場合又は協定締結の日までに重大な事故等が発生した場合は、総合点が2番目に高かった者をパートナー候補者と定め、改めて協議を行う。

11 問合せ先及び提出先

〒943-8601

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市総務管理部総務管理課(ガス水道局局舎4階) 担当:三輪、清水

電話:025-526-5111(内線1611)

FAX:025-523-1814

メール:joho@city.joetsu.lg.jp